16　次の表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
［表　略］
17　次の表の左欄に掲げる減速材物質の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
［表　略］
［18～22　略］
［備考１～３　略］

別記様式第18（第７条関係）
（その１）
［略］
（その２）
［略］
［注１～14　略］
15　試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者のみが記載することとし、次の表の左欄に掲げる事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
［表　略］
［16～20　略］
［備考１～３　略］

別記様式第20（第７条関係）
（その１）
［略］
（その２）
［略］
［注１～15　略］
16　次の表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
［表　略］
［17・18　略］
19　次の表の左欄に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
［表　略］
［20～24　略］
［備考１～３　略］

別記様式第21（第７条関係）
（その１）
［略］
（その２）
［略］
［注１～16　略］
17　加工事業者（廃棄事業者を除く。）のみが記載することとし、次の表の左欄に掲げる事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
［表　略］
［18～22　略］
［備考１～３　略］

16　次表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
［表　同上］
17　次表の左欄に掲げる減速材物質の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
［表　同上］
［18～22　同上］
［備考１～３　同上］

別記様式第18（第７条関係）
（その１）
［同上］
（その２）
［同上］
［注１～14　同上］
15　試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者のみが記載することとし、次表の左欄に掲げる事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
［表　同上］
［16～20　同上］
［備考１～３　同上］

別記様式第20（第７条関係）
（その１）
［同上］
（その２）
［同上］
［注１～15　同上］
16　次表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
［表　同上］
［17・18　同上］
19　次表の左欄に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
［表　同上］
［20～24　同上］
［備考１～３　同上］

別記様式第21（第７条関係）
（その１）
［同上］
（その２）
［同上］
［注１～16　同上］
17　加工事業者（廃棄事業者を除く。）のみが記載することとし、次表の左欄に掲げる事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
［表　同上］
［18～22　同上］
［備考１～３　同上］